

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
福祉用具貸出サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅で日常生活を営むのに支障がある者に対し、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉用具を貸し出すことにより、その福祉の増進に資することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の対象者は、東金市に居住する者で、福祉用具を利用しなければ在宅で生活することが困難な者とする。

(福祉用具)

第3条 貸出の対象となる福祉用具の種類は、次のとおりとする。

(1) 車椅子

(2) 松葉杖

(利用期間)

第4条 利用期間は、原則として3ヵ月とする。ただし、利用期間を延長しようとする場合は、期間が満了するまでに再度申し込みをし、その期間を延長するものとする。

(利用の申込)

第5条 この事業を利用しようとする者は、福祉用具貸出サービス利用申込書（第1号様式）により、会長へ申し込みするものとする。

(利用の決定)

第6条 会長は、申し込みの内容を確認の上、利用の可否を決定するものとする。

2 会長は、福祉用具貸出サービス利用台帳（第2号様式）を整備するものとする。

(利用者の遵守義務)

第7条 前条の規定により、福祉用具の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 目的に反して利用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(2) 福祉用具の一部又は全部を破損し、又は滅失したときは、直ちに会長にその状況を報告しその指示に従わなければならない。

(利用の取り消し)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当した場合、その利用を取り消すことができる。

(1) 第2条に該当しなくなったとき

(2) その他会長が認めるとき

(費用)

第9条 この事業に係る利用料は、無料とする。ただし、福祉用具の破損等が利用者の故意又は重大な過失によるものと確認したときは、本会への損害等を利用者へ賠償させることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。